

高消本訓令第4号

高砂市予防審査指導基準

目次

第1章 総則

第1条 目的

第2章 防火対象物等

第2条 防火対象物の取扱い

第3条 消防用設備等の設置単位

第4条 床面積の取扱い

第5条 階の取扱い

第6条 無窓階

第7条 政令第8条の区画

第8条 省令第13条の区画

第9条 省令第30条の2の区画

第10条 消防用活動空地

第11条 非常用の進入口

第12条 代替開口部

第13条 非常口のとびら

第14条 特例基準の適用

第3章 消防用設備等の技術基準

第1節 消火設備に関する技術基準

第15条 屋内消火栓設備

第16条 スプリンクラー設備

第17条 泡消火設備

第18条 不活性ガス消火設備

第19条 ハロゲン化物消火設備

第20条 粉末消火設備

第21条 屋外消火栓設備

第22条 動力消防ポンプ設備

第2節 警報設備に関する技術基準

第23条 自動火災報知設備

第24条 ガス漏れ火災警報設備

第25条 漏電火災警報器

第26条 消防機関へ通報する火災報知設備

第 27 条 非常警報設備

第 3 節 避難設備に関する技術基準

第 28 条 避難器具

第 29 条 誘導灯

第 4 節 消防用水に関する技術基準

第 30 条 消防用水

第 5 節 消火活動上必要な施設に関する技術基準

第 31 条 排煙設備

第 32 条 連結散水設備

第 33 条 連結送水管

第 34 条 非常用コンセント設備

第 35 条 特殊消防用設備

第 4 章 火を使用する設備等の技術基準

第 36 条 火を使用する設備等に関する共通の適用基準

第 37 条 炉の定義

第 38 条 ためます等

第 39 条 純排気方式による区分

第 40 条 温風暖房機

第 41 条 廚房設備

第 42 条 ボイラーの定義

第 43 条 乾燥設備

第 44 条 湯沸設備

第 45 条 ヒートポンプ冷暖房機

第 46 条 火花を生ずる設備

第 47 条 放電加工機

第 48 条 變電設備

第 49 条 発電設備

第 50 条 蓄電池設備

第 51 条 ネオン管灯設備

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく消防用設備等及び高砂市火災予防条例（昭和37年高砂市条例第7号。以下「条例」という。）第3章第1節各条の規定に基づく火を使用する設備等の設置に係る届出の審査に必要な事項を定めることを目的とする。